

## 令和4年第26回住田町議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第3号）

令和4年12月9日（金）午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号  
公用車による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 日程第 2 報告第2号  
応急仮設住宅中上団地等解体工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告  
について
- 日程第 3 報告第3号  
仕事・学びの場新築工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第1号  
職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第2号  
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第 6 議案第3号  
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第4号  
職員の降給に関する条例
- 日程第 8 議案第5号  
特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第6号  
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号  
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号  
仕事と学び複合施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第12 議案第9号  
先端的技術実証ハウスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

- 日程第 1 3 議案第 1 0 号  
住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号  
令和 4 年度住田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号  
令和 4 年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号  
令和 4 年度住田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号  
令和 4 年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号  
令和 4 年度住田町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 9 請願審査報告  
請願第 6 号  
町道清水沢只越線の改良舗装工事及び林道只越線の町道認定並びに改良舗装工事  
について
- 日程第 2 0 請願審査報告  
請願第 7 号  
1 1 歳以下への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と健康な未成年への新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願
- 日程第 2 1 請願審査報告  
請願第 8 号  
新型コロナウイルス感染症の感染症法における分類は、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症へ改正することを国へ求める意見書提出の請願

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（11名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	9番	菊池孝君
10番	高橋靖君	11番	菅野浩正君
12番	瀧本正徳君		

欠席議員（1名）

8番 林崎幸正君

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 松高正俊君

---

副町長	横澤孝君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	佐藤修君	企画財政課長	横澤広幸君
町民生活課長	鈴木絹子君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君
建設課長	佐々木真君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	佐々木光彦君
林政課長	菊田賢一君	教育次長	多田裕一君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 菅野享一 係長 高橋京美

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 報告第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、報告第1号 公用車による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

総務課長、山田研君。

○総務課長（山田 研君） 報告第1号 公用車による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について御説明いたします。

今回の公用車事故は、令和4年9月8日、住田町世田米字本町地内の工事現場駐車場において、車両を発進させ後退させた際に、後方に駐車していた工事関係車両に接触し、損害を生じさせたことによるものであります。

損害賠償及び和解の相手方は、住田町世田米字日向、住田住宅産業株式会社であります。

損害賠償の額は24万1,142円で、和解の内容は、対物事故による損害を賠償し、当事者は、ともに今後いかなる事由が発生しても、本件に関しては異議を申し立てないとする和解を令和4年11月8日に行ったものであります。

以上、地方自治法180条第1項の規定に基づき、令和4年11月8日に専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。なお、公用車を含む事故防止につきましては、日頃から職員に対し、機会を捉え、法令の遵守、安全運転の励行について徹底を図るよう通知をし、注意喚起をしているところでありますが、公用車による事故が発生しましたことは誠に申し訳なく、町民の皆様に深くおわび申し上げます。

今後は、さらに綱紀の保持と交通法令の遵守について、重ねて指導の徹底を図り、このような事態を再度、起こすことのないよう、今以上に緊張感を持って業務に取り組んでまい

所存であります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 今回の自動車事故は、仕事・学び複合施設の工事現場に係っての事故になりまして、大変遺憾かなというふうには思いますが、人間、間違いはありますので、しようがないかと思えます。

そこで今後の対策についてお尋ねをいたしますが、今まで私のほうで都度ごとに駐車場のスペースが足りないということを指摘をさせていただきました。管理者及びオフィス棟、滞在体験棟の利用者の方々の車がとまりますと、大抵一般の方は3台か4台ぐらいしか使いません。そこで、新たな駐車場のスペースが確保、必要だと思えますが、どのような形で確保を図っていくのか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、横澤広幸君。

○企画財政課長（横澤広幸君） このたびは、仕事・学びの場の新築工事に伴ったところでの公用車の事故ということでございます。今後におきましては、今、駐車場整備してございますが、そういう対策を考えながら対応してまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） それから、周辺の住民への方々、車の出入りがこれから多くなりますので、交通安全上や、あるいは騒音等の配慮を、その辺のところの周辺住民への周知といたしますか、その辺のところをどのような形で図っていくのか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時05分

○議長（瀧本正徳君） それでは、再開します。

ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これで、報告第1号 公用車による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを終わります

---

## ◎日程第2 報告第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、報告第2号 応急仮設住宅中上団地等解体工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田 研君） 報告第2号 応急仮設住宅中上団地等解体工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について説明をいたします。

応急仮設住宅中上団地等解体工事の請負契約につきましては、令和4年6月10日に、当初契約の議会議決をいただき、工事を進めてきたところでありますが、工事内容を変更する必要が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年11月28日に専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

変更前の契約金額は6,930万円ですが、それに162万5,800円を増額し、7,092万5,800円に変更したものでございます。

工事変更の主な内容につきましては、建物解体に係る発生材運搬、発生材処分の数量が増加したことにより、廃棄物処理費が増額となったものであります。なお、工期につきましては180日間から変更はなく、当初の予定どおり、本年12月12日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） ただいま応急仮設住宅中上団地の契約額の変更ということで、解体残渣の処理に関わる部分の増額があったということではありますが、これの工事期間中に今後

の団地跡の利用について、企画財政課長が地域に赴いて、今後の工事の進み方や跡地利用のことを協議したというふうに伺っておりますが、今後のそうした予定について、お聞かせいただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） ただいまの佐々木春一議員の御質問のとおり、私のほうが下有住地区公民館に11月に出向きまして、説明会を開催いたしました。

その中で、今後のスケジュールということでございますけれども、現在、グラウンドの部分を暗渠工事してございまして進めております。次年度以降、来年度につきましては、まだ予算要求段階でございますけれども、プールの部分を解体して、あとその後に暗渠工事を実施すると。令和6年度以降につきましては、芝生化を図っていくような形に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これで、報告第2号 応急仮設住宅中上団地等解体工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてを終わります。

---

### ◎日程第3 報告第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、報告第3号 仕事・学びの場新築工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 報告第3号 仕事・学びの場新築工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について御説明いたします。

仕事・学びの場新築工事の請負契約につきましては、本年6月10日に当初契約の議決をいただき、工事を進めてきたところでありますが、工事内容を変更する必要が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年11月28日に専決処分したも

ので、同条第2項の規定により報告するものであります。

変更前の契約金額は9,900万円ではありますが、変更後は9万2,400円を減額し、9,890万7,600円に変更したものであります。変更部分につきましては、発生材運搬と発生材の処分にかかる数量であります。当初は目視だけでの数量の把握であったものが、実績ではアスファルト運搬量で4立米、処分量で9.4トン増加したものの、木くず、廃プラなどの運搬量と処分量が総じて減少となったために、結果的に減額となったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第3号 仕事・学びの場新築工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてを終わります。

---

#### ◎日程第4～日程第7 議案第1号～議案第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例、日程第6、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、日程第7、議案第4号 職員の降給に関する条例を一括議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田 研君） 議案第1号から議案第4号について、一括して提案理由の説明をいたします。

本提案は大きく分けて、職員の定年延長と職員の給与改正の2つの項目となります。

初めに、職員の定年延長の概要についてであります。

地方公務員の定年につきましては、国家公務員の定年を基準として各地方公共団体において、条例で定めるものとされており、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳と

されることを踏まえ、地方公務員の定年についても国家公務員と同様に段階的に引き上げ、65歳とする必要があります。

本町におきましても、これらを踏まえ、本町職員の定年を段階的に引き上げ、65歳とするため、関係条例の一部改正、新規条例の制定及び既存条例の廃止をしようとするものであります。

主な改正内容は、定年の段階的引上げ、管理、監督職勤務上限年齢制の導入、給与月額の高割措置、定年前再任用短時間勤務制の導入、情報提供・意思確認制度の設置であります。

次に、職員の給与改正の概要についてであります。

一般職の職員につきましては、公務員として労働基本権制約の代償措置で、給与勧告制度が設けられており、本町においても、これまでその勧告に準じて給与改正を行ってきたところであります。岩手県人事委員会は、令和4年12月21日に令和4年度の勧告を行ったところであり、岩手県では県議会12月定例会において、関係条例の改正を行っていることから、本町としても県に準じて条例の一部を改正しようとするものであります。

今回の主な改正内容は、一般職の職員は勤勉手当支給月数を0.10月、初任給及び若年層の給与月額、通勤手当の限度額を引き上げようとするものであります。

それでは、各議案書により御説明をいたします。

初めに、議案第1号 職員の定年延長等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第1号、1ページを御覧ください。

第1条は、所要の整備であります。第3条は、定年年齢を引き上げ、65歳とするものであります。第4条は、役職定年制の例外により、定年退職日に管理職を占めている職員は、勤務延長することができないことを定めるものであります。

2ページを御覧ください。

第6条は、役職定年制が適用される職の範囲を定めるものであります。

3ページを御覧ください。

第7条は、役職定年制が適用される年齢を60歳とするものであります。第8条は、役職定年制の実施において任命権者が遵守すべき基準を定めるものであります。第9条は、役職定年制の例外を定めるものであります。

5ページを御覧ください。

第10条は、特例任用をする場合、または特例任用を適用して異動する場合は職員の同意を必要とするものであります。第11条は、特例任用する事由がなくなった場合は、原則ど

おり降任することを定めるものであります。第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の年齢要件を定めるものであります。第13条は、定年前再任用短時間勤務職員の対象者に組合の対象者を加えるものであります。

6ページを御覧ください。

第14条は、規則への委任であります。

次に、附則であります。

第3項は、定年引上げの経過措置、対象年齢の読み替えを定めるものであります。第4項は、60歳を超える職員への情報提供及び勤務意思の確認を定めるものであります。

7ページを御覧ください。

第1条は、施行期日を令和5年4月1日とし、附則第11条は公布の日から施行するものであります。第2条は、勤務延長に関する経過措置等を定めるものであります。第3条、第4条、第5条及び第6条は、暫定再任用職員の対象、任期の更新等を定めるものであります。

9ページを御覧ください。

第7条、第8条及び第9条は、施行日以後に設置された職等における暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の経過措置規定の適用について定めるものであります。第10条は、段階的引上げ期間中、定年年齢に達した職員が翌年度に定年が引き上げられたことで一時的に定年前の年齢になるとしても、前年度末に既に定年を超えている場合は、定年前再任用短時間勤務職員として任用することができないことを定めるものであります。

10ページを御覧ください。

第11条は、令和4年度中に情報提供・意思確認を行う職員は令和5年度中に60歳に達する職員とするものであります。

次に、議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてであります。

議案第2号、1ページを御覧ください。

第1条は、職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとするものであります。

新旧対照表を御覧ください。

第2条は、特例任用職員を育児休業取得の対象外とすることを定めるものであります。第9条は、特例任用職員を育児短時間勤務の対象外とすることを定めるものであります。第17条は、地方公務員法の引用条文の修正をするものであります。第18条は、再任用短時間

勤務職員等を短時間勤務職員に修正するものであります。

2 ページを御覧ください。

第2条は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正しようとするものであります。

新旧対照表を御覧ください。

第2条及び第3条は、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に修正するものであります。第3条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正しようとするものであります。

新旧対照表を御覧ください。

第2条は、特例任用職員を派遣の対象外とすることを定めるものであります。

3 ページを御覧ください。

第4条は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正しようとするものであります。

新旧対照表を御覧ください。

第3条は、地方公務員法の引用条文の修正をするものであります。第5条は、職員の再任用に関する条例を廃止にしようとするものであります。

次に、附則であります。

第1条は、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。第2条は、暫定再任用職員を外国派遣の対象とするための読み替えをするものであります。第3条は、暫定再任用職員を公益的法人派遣の対象とするための読み替えをするものであります。

4 ページを御覧ください。

第4条は、勤務延長の経過措置の対象職員を特例任用職員とみなして、公益的法人派遣の対象としないための読み替えをするものであります。

次に、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

議案第3号、1 ページを御覧ください。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとするものであります。

新旧対照表、表1を御覧ください。

第10条の2は、通勤手当の支給上限の改定をするものであります。第21条は、令和4

年12月期の勤勉手当の率を改定するものであります。

2ページから24ページ、別表第1、行政職給料表、別表第2、医療職給料表を県に準じて増額改定するものであります。

24ページ、新旧対照表、表2を御覧ください。

第5条は、用語の整理、60歳を超える職員は勤務成績が特に良好である場合に限り、昇給することができること及び定年前再任用短時間勤務職員の給与の決定方法を定めるものであります。

25ページを御覧ください。

第5条の2は、用語の整理及び再任用短時間勤務職員を削除するものであります。第10条の2、第13条、第20条は、用語の整理をするものであります。

27ページを御覧ください。

第21条は、用語の整理及び令和5年6月期の勤勉手当の率の改定をするものであります。

28ページを御覧ください。次に、附則であります。

第19項は、60歳に達した次の年度の給与を7割とするものであります。第20項は、7割措置の適用除外を定めるものであります。第21項は、役職定年適用者の7割措置について、役職定年前の7割になるよう調整するものであります。

29ページを御覧ください。

第22項は、役職定年適用者の7割措置の上限について、その級の最高号給の額とするものであります。第23項及び第24項は、給与月額7割措置の権衡職員を定めるものであります。第25項は、規則への委任であります。

29ページから52ページ、別表第1、行政職給料表、別表第2、医療職給料表、別表第3、級別基準職務表は、用語の整理、用語の追加をするものであります。

52ページを御覧ください。

第2条は、住田町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正しようとするものであります。

53ページ、新旧対照表を御覧ください。

第3条は、減給処分を行う場合の減給額について、処分発令時点より現に受けている給与を基礎として算出したほうが金額が低い場合、現に受ける給与を基礎として額を算定することを定めるものであります。

次に、附則であります。

第1条は、施行期日を公布の日とし、第1条、表2の項及び第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。第2条は、適用する日を定めるものであります。第3条は経過措置で、旧地方公務員法の規定による勤務延長職員には、改正後の制定附則第19号から第25項までの規定は適用しないことを定めるものであります。第4条は、暫定再任用職員の給与月額の設定、育児短時間勤務をする暫定再任用職員の給与月額の設定、暫定再任用短時間勤務職員の給与月額の設定、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、表2の条例の規定を適用すること、暫定再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、表2の条例の期末手当の規定を適用すること、暫定再任用職員の勤勉手当について定めるものであります。

54ページを御覧ください。

第5項は、令和4年4月1日の前日の異動者の号給の調整を定めるものであります。第6条は、改正前の条例規定に基づいて支給した給与を改正後の給与の内払いとみなすことを定めるものであります。第7条は、規則への委任であります。

最後に、議案第4号 職員の降給に関する条例についてであります。

議案第4号、1ページを御覧ください。

第1条は、この条例の目的であります。第2条は、降給の種類を降格及び降号並びに降給を規定するものであります。第3条は、降格の事由を明確化するものであります。

2ページを御覧ください。

第4条は、降号の事由を明確化するものであります。第5条は、降給させる場合の書面の交付を義務とするものであります。第6条は、心身の故障があると診断された職務の遂行に支障等があることが明らかな職員が任命権者の受診命令に従う義務を定めるものであります。第7条は、規則への委任であります。

次に、附則であります。

第1項は、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。第2項は経過措置で、当分の間、60歳を超えて給与月額が100分の70となる職員を降給の種類に加えるものであります。第3項は、60歳を超えて給与月額が100分の70となる職員に対して降給させる場合の書面交付義務を適用しないことを定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例は原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号 職員の降給に関する条例を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 職員の降給に関する条例は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8～日程第10 議案第5号～議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第5号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田 研君） 議案第5号から議案第7号について、一括して提案理由の説明をいたします。

岩手県人事委員会は令和4年10月21日に令和4年度の勧告を行ったところであり、岩手県では、県議会12月定例会において関係条例の改正を行い、本町といたしましても、県に準じて条例の一部を改正しようとするものであります。

町長、副町長、教育長及び会計年度任用職員につきましては、今般の一般職の職員の例に準じ、条例の一部を改正しようとするものであります。議会の議員につきましては、諸般の情勢に鑑み、勧告の例を参考として条例の一部を改正しようとするものであります。

今回の改正は、町長、副町長、教育長及び議会の議員は、期末手当支給月数を0.05月、会計年度任用職員は期末手当支給月数を0.10月、それぞれ引き上げようとするものであります。

初めに、議案第5号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。以下、改正条文で説明をいたします。

議案第5号、表1を御覧ください。

第3条第2項は、令和4年12月期の期末手当の支給月数の改正で、期末手当の支給月数を100分の162.5から100分の167.5に引き上げようとするものであります。

表2を御覧ください。

第3条第2項は、令和5年度以降に適用する改正で、令和5年度以降の期末手当の支給月数を平準化し、100分の165にしようとするものであります。

次に、附則であります。

第1項は、施行期日を公布の日とし、表2を令和5年4月1日とするものであります。第2項は、表1を令和4年12月1日より適用とするものであります。第3項は、支給された給与は内払いとみなすものであります。

次に、議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。以下、改正条文で説明をいたします。

議案第6号、表1を御覧ください。

第15条第2項は、令和4年12月期の期末手当の支給月の改正で、期末手当の支給月数を100分の122.5から100分の132.5に引き上げようとするものであります。

表2を御覧ください。

第15条第2項は、令和5年度以降の適用する改正で、令和5年度以降の期末手当の支給月数を平準化し、100分の127.5にしようとするものであります。

次に、附則であります。

第1項は、施行期日を公布の日とし、表2を令和5年4月1日とするものであります。第2項は、表1を令和4年12月1日より適用するものであります。第3項は、支給された給与等は内払いとみなすものであります。

最後に、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。以下、改正条文で説明いたします。

議案第7号、表1を御覧ください。

第5条第2項は、令和4年12月期の期末手当の支給月の改正で、期末手当の支給月数を100分の162.5から100分の167.5に引き上げようとするものであります。

表2を御覧ください。

第5条第2項は、令和5年度以降に適用する改正で、令和5年度以降の期末手当の支給月数を平準化し、100分の165にしようとするものであります。

次に、附則であります。

第1項は、施行期日を公布の日とし、表2を令和5年4月1日とするものであります。第2項は、表1を令和4年12月1日より適用するものであります。第3項は、支給された報酬は内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第11、議案第8号 仕事と学び複合施設の設置及び管理に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 議案第8号 仕事と学び複合施設の設置及び管理に関する条例について御説明いたします。

第1条は、設置の趣旨を定めたものでございます。第2条は、名称を仕事と学び複合施設、位置を住田町世田米字本町31番地2とすることについて定めたものであります。第3条は、施設の利用について定めたものであります。第4条は、施設利用について許可の取消し、変更、中止、原状回復、退去できる規定を定めたものであります。第5条は、使用料を定めるもので、共用棟、オフィス棟、体験滞在棟及び展示棟について、3ページ、第1表のとおり、それぞれ定めたものであります。第6条は、使用料の減免について定めたものであります。第7条は、使用料の還付について定めたものであります。

2ページを御覧ください。

第8条は、利用者の遵守事項について定めたものであります。第9条は、利用者が施設を損傷、滅失した場合の原状回復、損害賠償について定めたものであります。第10条は、管理の代行を定めるもので、情報発信等や地域の活性化の創出など指定管理者に管理を行わせることができる旨を定めたものでございます。第11条は、指定管理者に管理をさせる場合の利用料金の収受などについて定めたものであります。第12条は、この条例に定めるもののほか、施設の管理及び運営に関し、必要な事項は町長が別に定めることについて定めたものであります。附則は、この条例は公布の日から施行する旨を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 3点、伺います。

運営面での人員の確保の面で、なかなか決まらない、アジャストしないという話を伺っております。そもそもプロジェクトマネジャーを何名、地域おこし協力隊を何名、全体で何名体制を考えているのか。2点目、そのプロジェクトマネジャー、地域おこし協力隊それぞれに、どのようなスキルを求めているのか。3点目、次善の策も検討しているということですが、具体的にはどのようなことなのか伺います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 荻原議員の御質問に、1点目、人員の確保というところでございますけれども、現在プロジェクトマネジャー1名、あとは地域おこし協力隊1名を募集しております。令和4年度につきましては、そのような体制でということでございますが、来年の令和5年度以降につきましては、現在、予算の要求等もございますので、同じかプラスワンののかというところを今、検討しているところでございます。

2点目のプロジェクトマネジャー、地域おこし協力隊のそれぞれの役割ということでございますけれども、プロジェクトマネジャーにつきましては、地域おこし協力隊のもう少し専門的な特化した業種ということで、ちょっとランク上といたしますか、なりますけれども、いずれサテライトオフィスとかリモートオフィスとかそういったところを中心に、首都圏とかそっちのほうにも足を運んでいただいて企業訪問しながら、そういった人々に利用してもらえるような形につなげていけるような人材を求めています。

地域おこし協力隊につきましては、内部の運営面ですね。例えば、イベントの開催とかそういったところとか、企画、立案、そういったところを担っていただきたいというふうに考えてございます。

3点目につきましては、今、多分恐らく今後、今現在、募集してもいない状況でございますので、今後につきましては、新聞とかでも地域おこし協力隊の着任とか掲載している市町村に、どういった形で確保しているとか、そういった情報を収集に努めながら、今後も検討してまいりたいというふうにございまして、何としても人材確保していけるように内部でも今、検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは、3点目についてだけ伺います。

次善の策としていろいろ考えていると。伺ったところでは、どうしてもそのときは採用サポート団体とか、そういうところにもいろいろと声をかけてということですが、その採用サポート団体といっても、就職の需給というようなものを考えると、大体、大学生の3月、4月、5月、5月にまた五月病とかそういうのがあったりしてというのがあって、そういうようなことを考えると、時期的にも非常に難しいのかなということも考えられます。それで、次善の策の次善の策みたいなことも、いろいろと考えながら進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 現在募集しているところにつきましては、SNSの発信でありますとか、日本移住交流ナビ、JOINと言いますけれども、あとは移住スカウトサービスというSMOUT（スマウト）というところを中心に募集をかけて、いろいろチラシとか発信しながら募集してもなかなかちょっと、ただ、今月、現地のツアーを企画してございますので、そちらのほうに応募のとか見学者があれば、そういったところで獲得を目指していければというふうに思っております。

あとは、大学生とかの就職の活動もあって、なかなかこの時期的には厳しい状況ではございますけれども、そういった機会を捉えながら獲得していきたい。あとは、地域おこし協力隊、プロジェクトマネジャーのそれぞれ今、募集しているわけですが、例えば企業さんに、例えばセットで人材を派遣していただくような包括委託というような形も、様々な形で検討してございますので、何とか獲得していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） その次善の策その次善の策みたいなことなんですけども、困ったときは、困ったときほど、何というんですかね、上の人に相談するというか、そういうこともあると思います。岩手県のUIターンセンターとか、そういうところに、こういうときこそ相談して、就職相談とかそういうのも含めて、UIターンということをやっている東京にいる専門家ですから、それ岩手県の、何というんですかね、嘱託を受けてやっている専門家ですので、そういうところも積極的に活用していったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 荻原議員御質問のとおり、岩手県UIターンセンターにつき

ましても、そちらのほうにも情報提供はしてございます。ただ、やはりいろんな自治体が地域おこし協力隊等々のやっぱり今、国のほうでもそういったことを推奨してございますので、なかなかそういったところで、うちの特徴をもっとPRしながら、こういうメリットがあるんだよというところを発信していければというふうに考えてございますので、そういったところを県とかそういった関係団体を活用して、今後も継続していきたいというふうにございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 2点、お伺いたします。

まずは、この交流施設の収支計画というのはどのような形で見ているのか。

それから2点目は、この表を、別表1を見ていただきたいと思います。使用料の設定に当たりましてお尋ねしたいと思いますが、オフィス棟、2段目に29.81平米とあります。一月の使用料が3万円。下のほうに行きまして、滞在体験棟、これは一戸建てですが、29.81平米、同じ面積でございます。このオフィス棟、同じ面積のところと比較しますと、オフィス棟にはトイレとかコーヒーを飲むような簡易な流し台も何もありません。滞在体験棟には、これ一戸建てで、トイレ、手洗い、流し台、お風呂、フルセットでございます。同じ面積ではあるんですが、全然その中身が違々と、設備の中身が違うということで、同じく3万円というのは少しちょっと考えものかなというふうに思いますが、取りあえずは、まずこれで設定はしたと思うんですが、今後これは検討をしていくべきことじゃないのかなというふうに考えますが、2点お伺いたします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） それでは、村上議員の御質問の1点目でございますが、収支計画につきましては、公共施設でございますので、収支といったことをメインにするというところではございませんけれども、おおよそ経費的には人件費、あるいはそっちの維持管理費ということで、1,000万円から1,500万円ぐらいの間の経費がかかるのかなというふうに存じておりますけれども、あとは収支、収入のほうですね。フルに今の利用料金、条例提案してますけれども、そちらのほうでフルに活用した場合であれば、200万円弱ぐらいということで、収支的には1,000万円ぐらいのマイナスということになりますけれども、いかんせん公共施設というところの性質上、なかなかそういった求めるところではないと存じてございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

あと、もう1点目につきましては、確かにオフィス棟の29.81平米と体験滞在棟の29.81平米の利用料金が3万円ということで同額でございますけれども、実際この利用料金定めるに当たりましては、工事費から面積按分をいたしてございます。そちらのほうに耐用年数等々も含めまして、あとは調整をしながら検討してまいりました。確かにオフィス棟につきましては、テレビあるいは冷蔵庫等の生活必需品が整備されるわけですが、そういったところも踏まえれば、確かに同じということはなかなかというふうに感じますけれども、やはり稼働率ですね。お試し体験ということでしていただきたいという趣旨から、このような金額に設定したというところでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 料金設定につきましては、これからやってみてということになると思いますので、再検討お願いしたいと思います。

それから、その収支計画ということで、約1,000万円ぐらいの赤字になるかなということでございます。いずれ、先ほど2番議員のほうからもプロジェクトマネージャーとか地域おこし協力隊の採用の件の話が出ましたが、この方々が採用にならないことには、この施設自体が動かないということだと思いますので、大変だと思いますけれども、ぜひ今後とも頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 仕事と学び複合施設の設置及び管理に関する条例を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 仕事と学び複合施設の設置及び管理に関する条例は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第9号

○議長（瀧本正徳君） 日程第12、議案第9号 先端的技術実証ハウスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政課長、佐々木光彦君。

○農政課長（佐々木光彦君） 議案第9号 先端的技術実証ハウスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について説明いたします。

先端的技術実証ハウスは、木質エネルギーを活用し、環境に配慮した園芸ハウスでの周年栽培による生産技術の向上と安定生産を確立する目的で平成18年度に整備され、平成18年度から平成25年度まではイチゴ栽培に取り組み、平成28年度から平成30年度まではトマト栽培に取り組んでまいりました。先端的技術実証ハウスは整備から16年が経過し、ビニール等施設の老朽化が著しいことや、新たなハウス利用者が見当たらないことから、ハウスの解体に伴い、先端的技術実証ハウスの設置及び管理に関する条例を廃止し、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） この先端的技術実証ハウス、イチゴハウスと当時言っていたわけですが、考え方とすれば、非常に先進的なやり方だったと思います。農業と林業のこの連携ですね。木質エネルギー、三木さんとかそちらのほうの木くず焚きボイラーを活用した廃熱とか電気を活用すると。そういう意味。これは、今の脱炭素につながるものでございますけれども。それから高設ベンチによるこの有機培地培養栽培ですか。これによって、周年栽培をやるといふふうなことで、大変理想は高かったというふうに思っておりますが、何しろうまくいか

なかったということで今回の廃止になるということですが、当時の施設の概要を見ますと、建設費で5,000万円、それから今回の解体費で2,145万円、まず7,145万円、そのほかに赤字もあった部分がありますから、そういうふうな経過をたどっておりますが、副町長は当時、産業振興課とかそちらのほうで関わっていたかと思うんですが、この失敗した要因というのはどういうふうに捉えていて、またこの教訓を今後、町の事業のほうに生かしていく考えか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 副町長、横澤孝君。

○副町長（横澤 孝君） 私のほうは2か年ほど担当課長として携わっておりましたが、今、村上議員がおっしゃったとおり、四季なりイチゴというのに初めて取り組みまして、当時、なかなか取組が少ない、新しいやり方に挑戦したわけですが、なかなか技術的にはちょっと習得が厳しかったという面もありますし、エネルギーの確保とかいろいろありまして、種々の理由がありまして、なかなか生産が追いつかないということで、途中からイチゴの生産を断念し、トマトの生産のほうに移行していただいて、今まで経過したということですので、新しい事業に取り組むということはなかなか厳しいものがありますので、これらを踏まえて、今後も新しい事業に取り組む場合はきちんと事業の成果等を踏まえながら、いろいろ御提案はありますが、その辺もきちんと踏まえて、精査しながら取り組まなければいけないと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） いろいろ大変だったというふうなことは私も理解をいたしますが、いづれ今回のその要因といえますか、見ますと、やはり販売先のほうの完全に委託をして、自分たちでの自力開拓といえますか、その辺が少し足りなかったんじゃないかなというふうに思います。今後の事業におきましても、ぜひ自力でやるという覚悟を持って、町の事業に取り組んでいただきたいというふうに希望いたします。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 先端的技術実証ハウスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号 先端的技術実証ハウスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（瀧本正徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第13 議案第10号

○議長（瀧本正徳君） 日程第13、議案第10号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子君。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第10号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は傷病手当の支給に対する国の財政支援が令和5年3月31日まで延長されることになったことから、傷病手当の支給を始める日について所要の改正をしようとするものです。

それでは、対照表により説明いたします。

附則の傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和4年12月31日までを、傷病手当の支給を始める日が令和2年1月1日から令和5年3月31日までと改正しようとするものです。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第11号

○議長（瀧本正徳君） 日程第14、議案第11号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 議案第11号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第4号）

について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ2,930万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ49億5,862万4,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。2ページをお開き願います。なお、詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入を御覧ください。

14款国庫支出金1,963万4,000円の減は、社会資本整備総合交付金1,962万6,000円の減が主なものであります。15款県支出金664万8,000円の減は、森林環境保全直接支援事業費補助金829万6,000円の減が主なものであります。18款繰入金6,284万2,000円の増は、財政調整基金繰入金6,226万円の増が主なものであります。20款諸収入14万9,000円の増は、農業者年金業務委託金の増によるものであります。21款町債740万円の減は、町道改良等410万円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。なお、詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出を御覧ください。

1款議会費10万3,000円の増は、議会期末手当13万9,000円の増が主なものであります。2款総務費2,717万6,000円の増は、地域情報通信基盤施設工事費の増が主なものであります。3款民生費1,082万9,000円の増は、障害者自立支援給付費過年度国県負担金返還金1,792万7,000円の計上が主なものであります。4款衛生費1,770万円の増は、簡易水道事業会計繰出金1,638万円の増が主なものであります。6款農林業費926万8,000円の減は、森林環境保全直接支援事業委託料の減が主なものであります。7款商工費178万9,000円の減は、企業奨励金226万1,000円の減が主なものであります。8款土木費2,291万4,000円の減は、道路改良等工事費の減が主なものであります。9款消防費57万5,000円の増は、Jアラートシステム改修委託料の計上によるものであります。10款教育費642万7,000円の増は、電気料205万8,000円の増が主なものであります。12款公債費47万円の増は、過疎対策事業債68万4,000円の増が主なものであります。

次に、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。町道改良等事業を410万円減額し、5,780万円に、過疎地域持続的発展事業を330万円減額し、6,150万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 2点、伺います。

1点目、9ページ、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金の5目土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金1,962万6,000円。それから、これは16ページのところの8款土木費、1項道路橋梁費の3目の道路新設改良費の中の説明のところに道路改良等工事費2,284万円にも関連していることですが、両方とも2,000万円ほどの減額で、新切新田線のことのようですが、どのような要因による減額なのか伺いたしたいと思います。

それから2点目、11ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費の6目企画費の12節委託料323万円の中の空き家・空き地等情報バンク運営業務委託料について伺います。これは3項目ある中の一番下なんですけど、これが減額だとしたら、令和4年度、今年度から空き家バンクの運営が変更になっております。それに関係しているのかどうか、どう関係しているのか伺いたしたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木真君） 私からは1点目の社会資本整備総合交付金と土木改良の工事費の件についてお答えいたします。

御質問のとおり、この社会資本整備総合交付金につきましては、新切新田線修繕工事に係る交付金の減少であります。この交付金につきましては、交付金の配分の枠が前年度の実績に大きく関係するところでもありますけれども、今年度、同じ交付金で昭和橋の工事が追加になりまして、昭和橋の工事につきましては義務的経費ということで、重点的な配分になるものですから、新切新田線の枠が減少したというところによるものでございます。それによりまして、工事費を、工事の発注に必要な工事量として工事費は減としたところでもありますけれども、交付金と起債を活用して事業を行ったというところがございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 私のほうからは、2点目の空き家・空き地バンク委託料の減額についてお話させていただきます。

こちらのほうは、当初予算では400万円計上してございました。それは前年並みにということ計上してございますけれども、今年に入りまして、一般競争入札を実施いたしました。その結果、2社の応札があったわけございまして、その1社が落札したということで、その予算の残額分について、今回、減額補正したところでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 町内の業者から町外の陸前高田の業者に運営が変更されたというふう伺っています。しかも、入札で一番低い額で入札されたんだと思いますんで、そうすると、空き家に関する委託業務が町外の業者になって、実績的にはどういうふうになったのか、変わってきたのか、また、町外の業者になったことで不都合が発生したりはしていないのか伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 今回、契約いたしました会社につきましては、東北不動産ラボと言いまして、不動産業者でございます。そういった宅建とかそういった資格もございしますので、様々な情報を得ているわけございまして、その中で、昨年度と何が違うかというところでございますけれども、特段仕様につきましては変更はございませんで、現在におきまして、相談件数ですけれども、10月1日時点であります32件、内覧実施したのが7件ということで、順調にこちらのほうの仕様に基づきまして対応していただいているというところございまして、町内の業者でなくても、町外の業者であっても不都合は生じてございません。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

4番、佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） 今回の補正は、大半、半分ぐらいが電気料の補正になると思いますけれども、小まめな照明を消すとか、節電をしていかなければならないと思いますが、どういふふうな形で、庁舎はじめ、学校もそのとおりですけども、節電をどういふふうにしてい

くのかお伺いたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 庁舎等の公共施設での節電の関係でございます。

電気の料金につきましては、一昨日お答えをいたしましたとおり、おおよそ30%ぐらい値上がっているというふうな現状がありますので、対応といたしましては、毎月の課長等会議におきまして、節電の呼びかけをしてございます。合わせまして、職員の掲示板等を使いまして、節電の呼びかけをしているところでございます。必要な電気はもちろん使わなければいけないわけでございますが、無駄な電気を極力省いていきたいということで、現在、取り組んでいるというところであります。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） あとはそれなりに努力はしてもらいたいとは思いますが、あとこれから夜の時間が長くなってきますので、できるだけ残業等の時間もできれば減らせるような取組をしていただきたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 電気料と合わせまして、職員の残業時間の削減にも取り組んでいるところでございます。職員提案におきまして、職員の残業時間の削減の提案がありましたので、それに職員一同取り組んでおります。具体的には、毎週水曜日にノー残業デーということで、ノー残業デー等を設けたり、これからは会議時間の短縮等、業務の効率化と合わせて取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 1点だけ、2点かな。15ページの6款農林業費、1項3目農林業振興費の18節ですね。負担金補助及び交付金ですが、この中で275万6,000円とありまして、2項目ありますが、一つはこの飼料米生産が拡大したことよっての増加ということですが、実績は当初と比べてどうだったのか。

それから、その下に機構集積協力金178万円とありますが、これはどういった内容なのか。農地中間管理機構がありますが、それに出すものなのか、行動の協力金ということが農家に還元されるのか。その辺のことを伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、佐々木光彦君。

○農政課長（佐々木光彦君） まず、1点目の飼料用米生産拡大事業費補助金の関係でございますけれども、今回の補正につきましては、当初で見込んでいたよりも実績の面積が増えたということでございまして、4.88ヘクタールほど面積が増えております。取り組んでいる経営体は4経営体ということで、対象になっている経営体は変わらないんですけれども、面積としてそのぐらいの面積増があったことに伴いまして、今回、補正予算を計上させていただいているというのが中身でございます。

それから、2点目の機構集積協力金でございますけれども、議員のおっしゃいますとおり、農地中間管理機構ですね。こちらを活用しまして、担い手への農地集積集約化に取り組む集落への協力金、それから農業者が農地バンクを利用しまして農地を貸付けをしました場合の個人への協力金といったものが今回該当になるということで、予算計上させていただいたものでございます。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 機構集積協力金は、これはありますが、これは町から農家に支出されるというふうに捉えてよろしいのか。そこをお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） これにつきましては、国から県にお金が来まして、県から町に、それから町からそれぞれの集落あるいは個人に支給されるというような仕組みになっております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 1点目は、11ページの2款の総務費の中で、一般管理費の22節に償還金ありまして、ここに震災復興特別交付税の返還金が383万9,000円計上になりました。東日本大震災から11年が経過しておるわけでありますが、ここでこの交付税の返還に至った内容、交付税の運用上、用途に合うものがなくて返還に至ったのかどうか、そこら辺の状況をお伺いします。

2つ目は、13ページの3款民生費、社会福祉費の中の扶助費で重度心身障害者医療扶助費が243万6,000円計上になっております。コロナ禍の中で非常に心身を病んでいる方がいたり、重度に至っているという方々が見受けられるわけでありますが、背景にそういった状況もあって、今回このように増額の予算を計上することになったのか。その経緯をお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 私のほうから1点目の震災復興特別交付金の返還金について答弁いたします。

この部分につきましては、平成23年とちょっと過去に遡るわけですが、大船渡地区消防組合におきまして、消防指令センター等の整備をいたしました。そういった部分の分担金でございまして、当初、申請の段階で、申請額で県のほうに報告したわけですが、その部分が実績額の報告はしてなかったものでございまして、それが会計検査院、過去にありましたその指摘を受けまして、その部分から返還という形になってございましたので、その差額を返還するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 私のほうからは、重度心身障害者医療扶助費の増額についてお答えいたします。

重度心身障害者医療扶助費でございますけれども、主に3障害の手帳を持っている方の、病院にかかったときの個人負担に対する医療費助成でございます。例年、大体1,800万円からの総額になってございますけれども、今年度、特に大きくなったという目立ったものというのはないと捉えておりますけれども、1件当たりの医療費の総額が増えているケースがあるということでございます。医療費助成の対象者はもともと体の弱い方だったりするので、医療費が高額になるものでございますので、その影響によって医療費助成費が増えたものでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 震災復興の特別交付税の返還、消防の指令センターに関わる部分での当町分、住田の分のことの実績による返還ということであったようですが、震災の復興に関わる事業では、応急仮設住宅とか被災者の支援とか、様々な部門で住田町は支援や取組を行ってきたと思うわけですが、この特別交付税、他の用途の運用するというようなことはできないものであったのか。その辺を確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（横澤広幸君） 一般的に特別交付税、交付税の一つでございますので、そういった部分であれば、用途は特段指定してございません。一般財源として活用している状況

でございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、私のほうから2点、お伺いたします。

12ページの2款総務費、1項総務管理費の8目の防犯対策費、電気料に関わってお尋ねをいたします。

身近な問題になりますが、国道340号の葉山恵蘇間のその国道改良に伴いまして、保育所とか有小、有中さん側が新しく歩道ができました。大変ありがたいことではあるんですが、防犯灯があそこ設置されてないんですね。そちらの歩道のほうに。それから、有住中学校の入り口も明かりがなくて、住民の方とか保護者のほうから分かりにくいというふうに指摘をいただいております。どのように捉えているのか、お聞きをいたします。

それから2点目ですが、16ページ、2番議員ですか、質問がありましたが、道路新設改良の新切新田線の修繕工事についてですが、昭和橋関連のほうが優先で、交付金の枠が減少であったということになってるんですが、この新切新田線というのは、冬期間、急勾配で、凍りますと、一旦滑ってしまえば、もうどうしようもないというふうな箇所になっているわけですが、福祉とか救急の方々の話を聞きますと、滑って側溝に入ってしまうと、もうどうしようもないというふうなことでございます。最近は母衣下山の開発も進んでおりまして、大型車もたくさん通っております。これらの改善ですね。今回はあれでしたけども、来年度に向けて、ぜひ続けていただきたいなというふうに考えます。

以上、2点です。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 私のほうからは、防犯対策費についてお答えいたします。

議員御質問のとおり、有住中学校付近の新しくなった道路付近に電気がついていないということで、お話は聞いております。そこ、防犯灯でございますけれども、防犯灯に関しましては、防犯上必要なものという考えでございますので、家周辺等の暗い部分を明るく照らすというような意味合いもございます。そこで、防犯灯が適切なのか、街路灯であるのかという問題も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 2点目の新切新田線の改良工事に関してお答えいたします。

新切新田線につきましては、舗装の修繕と、あとは御質問のとおり、側溝、蓋なしの側溝の落蓋式への改良等を行っているところでございます。まだ同路線につきましては、まだ残延長が3キロメートルほどございますので、交付金の確保に努めながら、これからも継続して取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第11号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第12号

○議長（瀧本正徳君） 日程第15、議案第12号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第12号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正

予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出の予算総額からそれぞれ7万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億860万4,000円とするものです。

補正の内容について、2ページ第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

3款県支出金5万4,000円の増は、県繰入金（2号分）の増によるものであります。

5款繰入金12万4,000円の減は、保険基盤安定繰入金の減によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出を御覧ください。

1款総務費5万4,000円の増は、会計年度任用職員の報酬及び期末手当の増によるものであります。3款国民健康保険事業費納付金499万円の減は、一般被保険者医療費給付費分納付金の減によるものであります。8款諸支出金486万6,000円の増は、国庫県支出金等の返還金の増によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第12号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第13号

○議長（瀧本正徳君） 日程第16、議案第13号 令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第13号 令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

初めに、保険事業勘定歳入歳出予算の補正について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ283万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,245万2,000円にしようとするものです。補正後の歳入歳出予算を4ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

3款国庫支出金、58万8,000円の増は、国庫補助金の増によるものです。4款支払基金交付金57万2,000円の増は、支払基金交付金の増によるものです。5款県支出金29万2,000円の増は、県補助金の増によるものです。7款繰入金137万8,000円の増は、一般会計繰入金及び基金繰入金の増によるものです。

次に、歳出について説明いたします。詳細は10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出を御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費54万8,000円の増は、郵便料の増が主なものです。5款地域支援事業、1項包括的支援事業・任意事業16万円の増は、配食サービス業務委託料の増が主なものです。5款地域支援事業、2項介護予防生活支援サービス事業205万2,000円の増は、介護予防生活支援サービス給付費の増が主なものです。5款地域支援事業、

3 款一般介護予防事業 4 万 9, 0 0 0 円の増は、職員の人件費の増によるものです。5 款地域支援事業、4 項その他諸費 2 万 1, 0 0 0 円の増は、審査支払手数料の増によるものです。

続きまして、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 8 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 9 4 万 2, 0 0 0 円とするものです。補正後の歳入歳出予算を 1 6 ページ、第 1 表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

1 6 ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。なお、詳細は 1 8 ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、2 歳入を御覧ください。

1 款サービス収入 2 6 万円の増は、介護予防サービス計画費収入の増によるものです。2 款繰入金 5 7 万 2, 0 0 0 円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出について説明いたします。詳細は、同じく 1 8 ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、3 歳出を御覧ください。

1 款サービス事業費、1 項介護予防サービス事業費 8 3 万 2, 0 0 0 円の増は、一般会計繰出金の増が主なものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5 番、佐々木春一君。

○5 番（佐々木春一君） 2 点、確認させていただきます。

1 0 ページの歳出、5 款地域支援事業のうち、この委託料、配食サービス業務委託料が 8 万 3, 0 0 0 円計上になっているわけですが、これまでの配食サービス事業で実施して、お弁当を配付しておったわけですが、これまで配食サービスを行っている業者がこの 1 2 月で営業を中止するというふうな情報も伺っておりますので、それらの影響というのがどうなのか確認させていただきます。

2 つ目は、その下の 2 項の介護予防生活支援サービスの中で、介護予防ケアマネジメントの業務委託料 7 9 万 7, 0 0 0 円計上しているわけですが、介護予防のケアマネジメントの部分で、取扱件数が増加のために委託料が増えたのかという点での確認をさせていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの御質問にお答えします。

まず1点目の配食サービスの事業者さんが撤退するというようなお話でございますが、そういうお話は聞いておりますが、町のほうといたしましては、委託に支障のないように、別の業者さんのほうに当たって、ただいま回答待ちというような状況になっております。

それから、2点目の介護予防のケアマネジメント業務の内容についてですが、この部分につきましては、要支援1、2またはチェックリスト該当の方が対象となっているケアマネジメントでございます。町内において、様々な事業者に、居宅介護支援事業所をお願いをしているところではございますが、サービスを使いたいという方が年々増えているというような状況ですので、今回、増額の補正をお願いしているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 配食サービスの利用者の件であります。利用している高齢者あるいは障害を持っている方々からの話を聞くと、これまでも様々な利用者の利用があつたけれども、現在利用している業者がいろんなメニューの中でも一番食事に合っているというか、そういうメニューを出してくれるということで、何回か変更しながら現在の業者の利用に至ったというふうなこともあって、サービスを続けられるように検討するということではありますが、そういった意味では、高齢者の嗜好に合ったような配食というものを一緒に、栄養士等とも相談しながら対応していくべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの御質問、配食サービスの内容についてという御質問でございますが、その食事の内容につきましては、今後、引き続き、栄養士も含めた中で、検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号 令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第13号 令和4年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第17 議案第14号

○議長（瀧本正徳君） 日程第17、議案第14号 令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 議案第14号 令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

第2条の収益的収入及び支出の収入の予定額の補正は、既決予定額を1,737万円増額しようとするものであります。支出の予定額の補正は、既決予定額を255万4,000円増額しようとするものであります。第3条の議会の議決を受けなければ流用することのできない経費の補正は、既決予定額を7万6,000円増額しようとするものであります。

補正予算の主な理由を、3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入の補正は、1款1項2目受託工事収益を66万円増額し、同じく3目その他営業収益の分岐手数料を33万円増額するものです。1款2項2目他会計補助金は、繰入基準の高資本対策費分が資本費の確定見込みなどにより、1,638万円を増額するものです。

支出の補正は、1款1項1目原水費及び浄水費の動力費を35万円増額し、同じく3目受託工事費を66万円増額し、同じく4目総係費の給与費を7万6,000円増額し、同じく

5目減価償却費を146万8,000円増額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第14号 令和4年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第15号

○議長（瀧本正徳君） 日程第18、議案第15号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 議案第15号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

第2条の収益的支出の支出の予定額の補正は、既決予定額を111万5,000円増額しようとするものであります。第3条の議会の議決を受けなければ流用することのできない経費の補正は、既決の予定額を8万5,000円増額しようとするものであります。

補正予算の主な理由を、3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の支出の補正は、1款1項2目処理場施設管理費の動力費を103万円増額し、同じく3目総係費の給与費を8万5,000円増額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第15号 令和4年度住田町下水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第19 請願審査報告 請願第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第19、請願審査報告、請願第6号 町道清水沢只越線の改良舗装工事及び林道只越線の町道認定並びに改良舗装工事についてを議題とします。

産業経済常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○事務局長（菅野享一君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員長、阿部祐一君。

[産業経済常任委員長 阿部 祐一君登壇]

○産業経済常任委員長（阿部祐一君） 請願第6号 町道清水沢只越線の改良舗装工事及び林道只越線の町道認定並びに改良舗装工事の請願について。

令和4年9月6日、第24回住田町議会定例会において、当産業経済常任委員会に付託された請願第6号 町道清水沢只越線の改良舗装工事及び林道只越線の町道認定並びに改良舗装工事について、審査の経過と結果を御報告します。

この請願については、令和4年9月7日及び9月14日に当委員会を開催し、継続審査としておりました。その後、12月7日に当委員会を開催し、委員全員出席の下に審査し、不採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、岩手県気仙郡住田町上有住字大畑67-7、柏崎遵氏であります。紹介議員は高橋靖議員、佐々木信一議員であります。

本請願の求めている内容は、世田米字本町と上有住字大畑を結ぶ町道清水沢只越線と、下有住字中上から町道清水沢只越線に接続する林道只越線の改良舗装及び町道認定についてであります。

それぞれの路線の未改良部分は幅員が2.5メートルと狭く未舗装であり、林道只越線には6戸の集落があり、生活道として利用されておりますが、通行に支障を来しております。また、災害発生時に国道等が不通となった場合の迂回路として有効な路線と考えられるこ

とから、林道只越線の町道認定と2路線の改良舗装の早期実現を願いたいというものであります。

当委員会としては、建設課及び林政課職員に同行願い現地を確認し、合わせて、関係者から道路の利用状況などを伺ったところであります。

委員からは、災害時の迂回路としては、町内に同様な路線が数路線あること、当該路線が大雨等の災害発生時には、先に被害を受けることが想定されること、また、町道認定には3戸以上が必要であります。林道只越線の沿線の世帯は2戸であり、町道認定の基準に達していないなどの意見が出され、不採択にすべきとの意見が多数であったことから、当委員会の審査結果を不採択にすべきものと決定したところであります。

なお、林道只越線に類似する集落を結ぶ主要な林道が町内には存在していることから、主要林道路線については、当町の開発計画に取り上げ、整備促進を図るべきとの意見が出されたところであります。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、請願第6号 町道清水沢只越線の改良舗装工事及び林道只越線の町道認定並びに改良舗装工事についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第6号 町道清水沢只越線の改良舗装工事及び林道只越線の町道認定並びに改良舗装工事についてを採択することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、請願第6号 町道清水沢只越線の改良舗装工事及び林道只越線の町道認定並びに改良舗装工事については、不採択とすることに決定しました。

---

◎日程第20 請願審査報告 請願第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第20、請願審査報告 請願第7号 11歳以下への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と健康な未成年への新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○事務局長（菅野享一君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋 靖君。

[総務教民常任委員長 高橋 靖君登壇]

○総務教民常任委員長（高橋 靖君） 請願第7号 11歳以下への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と健康な未成年への新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願。

令和4年12月6日、第26回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された、請願第7号 11歳以下への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と健康な未成年への新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願について、審査の経過と結果を御報告します。

この請願については、令和4年12月7日に当委員会を開催し、委員全員出席の下に審査し、不採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、岩手県気仙郡住田町上有住字中沢70-1、すみたの子どもたちの未来を守る会、佐々木公一氏であります。紹介議員は、水野正勝議員であります。

請願の内容は、新型コロナウイルスは普通の風邪と大差ない感染症であり、重症化しない子供、若者に対し、ワクチン接種を推奨するメリットを明確に立証できる実態は住田町にお

いて皆無であることから、11歳以下への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と健康な未成年への新型コロナワクチン接種の即時中止を求める意見書を国へ提出するよう請願するというものであります。

委員からは、本内容について確証があるものとは言えず、後遺症があることも事実ではあるが、抑制効果があることも事実と考える。新型コロナウイルスは感染症であり、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づいて対策が行われており、接種は、あくまで「努力義務」の範囲を超えない。また、接種に対する可否を定める明確な基準はなく、国が進める接種業務を即時中止する根拠に疑問があるなどの理由により、不採択にすべきものとの意見が多数であったことから、当委員会の審査結果を不採択にすべきものと決定したものであります。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 1番、水野正勝であります。

11歳への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と健康な未成年への新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願について、国へ意見書を提出すべきとの立場から賛成討論を行います。

去る10月5日、厚生労働省薬事・食品衛生審議会におきまして、生後6か月から4歳の乳幼児を対象とした新型コロナワクチンが特例承認となりました。さらに、10月7日、厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）におきまして、乳幼児への新型コロナワクチン接種までもが努力義務を課せられることとなり、10月24日より、各自治体におきまして、順次接種が進められております。

国外に目を向けますと、アメリカとカナダでは接種事業が認められ、イスラエルではハイリスク時に推奨がされておりますが、そのほかの国では一切、乳幼児への接種は認められておりません。そのような世界の接種状況の中で、努力義務を課してまで乳幼児への接種を押し進めている日本政府には不信感しかありません。乳幼児への接種推奨には、特にも強く抗議の意を表します。

新型コロナワクチンは、従来からのインフルエンザワクチンなどと同義のこれまで一般的にワクチンと称されてきたものでは、決してありません。正式には、メッセンジャーRNA、遺伝子製剤であり、遺伝子治療というべきものであります。これは正常な細胞から疑似ウイルス（スパイクタンパク）を産生させ、その疑似ウイルスであるスパイクタンパクに対して抗体と免疫応答を誘導させるという仕組みのものであり、今回の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、人類に初めて大々的に使用されている製剤となります。治験は終了しておらず、いまだ情報は収集中とのことではありますが、正常細胞にスパイクタンパクが発現するという通常ではありえない変化が生まれることにより、その細胞を自己の免疫が異常な細胞であるとの認識をし、攻撃するという症状が起きている可能性があるとのことから、多くの医学、薬学の専門家や免疫学者からは、確かな人体への安全性が立証できるまで一時休止すべきとの警鐘が鳴らされており、世界中で当該ワクチンの危険性を示す1,000以上の関連論文が発表されております。

緊急の特例承認としたことから中長期的な治験はカットされ、子世代、孫世代にどのような影響があるのかも不明のままであり、摂取された方々の今後の経過を受けて、此度のコロナワクチンと呼ばれる遺伝子製剤が本当に安全であるかどうか、使いながら走りながら確かめていくというのが本当のところであると私は捉えております。

摂取したワクチンのロットナンバーによって、死者数や重篤者数などに差があることも厚生労働省のデータから確認することができます。合わせて、偽薬やそれに近いものがランダムに含まれているとの推察もできます。まさに人体実験、ロシアンルーレット状態であります。しかし、今回のコロナワクチンとされているこの遺伝子製剤は、特例承認かつ緊急を要する使用のために、国民にどのような被害と損害があろうと、政府は製薬会社へその責任を追及することはできません。製薬会社における責任は免除されております。このような様々な事情も考慮された上で、数兆円の国家予算をかけて押し進められているのが、コロナワクチン接種事業であります。いま一度、お一人お一人が立ち止まり、冷静に判断をするべきものであると考えます。コロナワクチンは私たち国民にとって、本当に有意義であり、必要不

可欠なものなののでしょうか。このリスクを冒してまでも、得られる効果がどこまで実態としてあるのでしょうか。

各都道府県別の接種状況と新規感染者数、死者数の関連性を疑ってください。明らかな相関が見られます。ワクチンは誰でも無料、ただで受けられるから、そのようなことは別にいいのでしょうか。精神安定剤やおまじないのようなものと考えれば、それはそれでよいということなののでしょうか。非常に残酷な事実ではありますが、ワクチンを接種していない方よりも、摂取した方のほうが「感染を予防した」ですとか、「発症や重症化を防ぐことができた」ですとか、そのような明確な有効性は世界のどちらにおかれましても、いまだに全く立証されておられません。政府が説明文書やテレビCMなどでうたっている言葉は、効果が期待できます、可能性が見込めますといったものとなっており、期待や可能性というものは、時にあるのかもしれませんが、同時に、ないかもしれないということと捉えられます。ワクチンの製薬会社による添付文書には、本剤の予防効果の持続期間は確立していない。このように明確にはっきりと記載がなされております。

これらのことから、新型コロナワクチン接種は百害あって一利なしと私は考えます。本当に恩恵を受けているのは、製薬会社をはじめとする事業の利権にあらゆる形で関わっている様々な関係各位の方々だけなのではないのでしょうか。私たち一般国民は、ただただあおられ、振り回され、泣き目に遭うことばかりであります。事態は非常に深刻であるものと考えます。これ以上、コロナワクチンによる被害者を増やすべきではありません。ましてや、未来あるこれからの子供たちに接種を進める必要性も意義もなく、これ以上リスクにさらしてはいけなないと考えます。

子供たちの免疫システムの構築はまだまだこれからで、私たちがかつてそうだったように、時には様々なウイルスやばい菌、病気と向き合い、乗り越えなければなりません。そのようにして、体内の免疫の軍隊が日々強化され整えられていくというのが、人体の真理であると考えます。

今、子供たちに与えるべきものは、治験が完了していない危険性が取りざたされている、多くの国々ではほとんど打たなくなっている人類初使用の遺伝子製剤ではなく、ノーマスクで強い日差しを浴びて元気に外を駆け回り、楽しく笑顔で遊び、学び、ほどよく食べ、ぐっすりたくさん寝ることではないのでしょうか。

以上のことから、11歳以下への新型コロナワクチン接種「努力義務」規定は撤回すべきであり、健康な未成年への新型コロナワクチン接種も即時に中止するべきと考えます。そ

のため、本請願を採択し、国へその旨を意見書として提出するべきと考えますことから、賛成の立場を表明し、討論といたします。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで討論を終わります。

これから、請願第7号 11歳以下への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と健康な未成年への新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第7号 11歳以下への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と健康な未成年への新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、請願第7号 11歳以下への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と健康な未成年への新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願は、不採択とすることに決定しました。

---

## ◎日程第21 請願審査報告 請願第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第21、請願審査報告、請願第8号 新型コロナウイルス感染症の感染症法における分類は、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へ改正することを国へ求める意見書提出の請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○事務局長（菅野享一君） 〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋 靖君。

〔総務教民常任委員長 高橋 靖君登壇〕

○総務教民常任委員長（高橋 靖君） 請願第8号 新型コロナウイルス感染症の感染症法における分類は、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へ改正することを国へ求める意見書提出の請願について。

令和4年12月6日、第26回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された、請願第8号 新型コロナウイルス感染症の感染症法における分類は、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へ改正することを国へ求める意見書提出の請願について、審査の経過と結果を御報告します。

この請願については、令和4年12月7日に当委員会を開催し、委員全員出席の下に審査し、不採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、岩手県気仙郡住田町上有住字中沢70-1、すみたの子どもたちの未来を守る会、佐々木公一氏であります。紹介議員は、水野正勝議員であります。

請願の内容は、町民生活の早期再建・行政資源の適正配分の観点から、新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザなどと同様の法的位置づけである5類感染症へ改正を求める意見書を国へ提出するよう請願するというものであります。

委員からは、現状、感染者数は増加傾向にあり、コロナがいつ収束するのかはいまだ分からないこと、新型コロナについて、指定変更のタイミングは国の動向に合わせるべきであるなどの意見が多く、当委員会の審査結果を不採択にすべきものと決定したものであります。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、請願第8号 新型コロナウイルス感染症の感染症法における分類は、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へ改正することを国へ求める意見書の請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第8号 新型コロナウイルス感染症の感染症法における分類は、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へ改正することを国へ求める意見書の請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、請願第8号 新型コロナウイルス感染症の感染症法における分類は、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へ改正することを国へ求める意見書提出の請願は、不採択とすることに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第26回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 1時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

